

○広島修道大学大学院長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学大学院学則（以下、「学則」という。）第6条の2第2項の規程に基づき、広島修道大学大学院長期履修学生（以下、「長期履修学生」という。）に関して定める。

(定義)

第2条 長期履修学生とは、広島修道大学大学院入学試験及び入学手続に関する細則第2条第1項第7号、第8号及び第13号に規定する社会人入学試験、社会人推薦入学試験及びシニア特別入学試験により入学した者のうち、職業を有している等の事情により、2年の標準修業年限を超えて当該研究科の教育課程を計画的に履修し課程を修了することを希望し、その計画的履修を許可された者をいう。

(手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、長期履修学生願を社会人入学試験、社会人推薦入学試験及びシニア特別入学試験の出願手続書類に添えて提出しなければならない。

(許可)

第4条 長期履修学生としての許可は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(修業年限)

第5条 長期履修学生の修業年限は、3年又は4年とし、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(在学年限)

第6条 長期履修学生の在学年限は、6年とし、これを超えることはできない。

(休学)

第7条 長期履修学生の休学期間は、学則第44条の定めるところによる。

(履修計画)

第8条 長期履修学生は、指定された指導教員の履修指導に基づき、履修計画をたてるものとする。

(その他必要事項)

第9条 その他長期履修学生に関する必要事項は、当該研究科委員会において定める。

(事務担当)

第10条 この規程に関する事務は、教学センターが担当する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2009年12月3日に制定し、2010年4月1日から施行する。ただし、2011年度以降入学した者に適用する。
- 2 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、2015年4月2日第2条及び第3条を改正し、2015年4月1日に遡って施行する。
- 4 この規程は、2015年9月3日に第10条を改正し、2015年10月1日から施行する。